

平成十四年法律第一百五十四号

会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第十六条）	第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置
第一節 更生手続開始の申立て（第十七条—第二十三条）	第二節 更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第二款 開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第二十四条—第二十七条）	第一款 開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第二十四条—第二十七条）
第三款 保全管理命令（第三十条—第三十一条）	第二款 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第二十八条・第二十九条）
第四款 監督命令（第三十五条—第三十八条）	第五款 保全管理命令（第三十条—第三十一条）
第五款 更生手続開始前の調査命令等（第三十九条—第四十条）	第六章 株主（第一百六十五条・第一百六十六条）
第六章 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果（第四十四条）	第七章 更生計画の作成及び認可（第一百八十九条）
第七节 更生手続開始の決定（第四十一条—四十五一条—第六十六条）	第一節 更生計画の条項（第一百六十七条—第一百八十八条）
第八节 管財人（第八十二条）	第二節 更生計画案の提出（第一百八十四条—第一百九十八条）
第九节 更生会社の財産状況の調査（第八十三条—第八十五条）	第三節 更生計画案の決議（第一百八十九条—第二百二条）
第十节 否認権（第八十六条—第九十八条）	第四節 更生計画の認可又は不認可の決定（第一百九十九条—第二百二条）
第十一节 更生会社の役員等の責任の追及（第九十九条—第一百三条）	第五節 更生計画認可後の手続（第二百三十二条）
第十二节 担保権消滅の請求等（百十二条）	第六节 更生手続の終了（第二百三十三条）
第十三节 担保権の第三債務者の供託（第十三条）	第七节 更生手続の終了事由（第一百三十四条）
第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置	第二章 更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第一節 更生手続開始の申立て（第十七条—第二十三条）	第二節 更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第二款 開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第二十四条—第二十七条）	第一款 開始前会社に関する他の手續の中止命令等（第二十四条—第二十七条）
第三款 保全管理命令（第三十条—第三十一条）	第二款 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第二十八条・第二十九条）
第四款 監督命令（第三十五条—第三十八条）	第五款 保全管理命令（第三十条—第三十一条）
第五款 更生手続開始前の調査命令等（第三十九条—第四十条）	第六章 株主（第一百六十五条・第一百六十六条）
第六章 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果（第四十四条）	第七章 更生計画の作成及び認可（第一百八十九条）
第七节 更生手続開始の決定（第四十一条—四十五一条—第六十六条）	第一節 更生計画の条項（第一百六十七条—第一百八十八条）
第八节 管財人（第八十二条）	第二節 更生計画案の提出（第一百八十四条—第一百九十八条）
第九节 更生会社の財産状況の調査（第八十三条—第八十五条）	第三節 更生計画案の決議（第一百八十九条—第二百二条）
第十节 否認権（第八十六条—第九十八条）	第四節 更生計画の認可又は不認可の決定（第一百九十九条—第二百二条）
第十一节 更生会社の役員等の責任の追及（第九十九条—第一百三条）	第五節 更生計画認可後の手続（第二百三十二条）
第十二节 担保権消滅の請求等（百十二条）	第六节 更生手續の終了（第二百三十三条）
第十三节 担保権の第三債務者の供託（第十三条）	第七节 更生手續の終了事由（第一百三十四条）

第七節 関係人集会（第一百十四条—第一百六十六条）

条)

第一款 更生計画不認可の決定（第二百三十五条）

第二款 更生計画認可前の更生手続の廃止（第二百三十六条—第二百三十九条・第二百四十条）

第三款 更生計画認可後の更生手続の廃止（第二百四十二条—第二百四十五条）

第四款 更生手続と他の倒産処理手続との間の移行等（二百四十六条—第二百四十七条）

第五款 再生手続から更生手続への移行（第二百四十八条—第二百四十九条）

第六款 更生手続から破産手続への移行（二百五十条—第二百五十六条）

第七款 再生手続の終了に伴う再生手続の続行（二百五十七条）

第八款 雜則（第二百五十八条—第二百六十一条）

第九款 罰則（第二百六十六条—第二百七十一条）

第十款 六条

第十一款 第一百四十二条—第二百四十五条

第十二款 第一百四十六条—第二百四十九条

第十三款 第一百四十七条—第二百四十九条

第十四款 第一百四十八条—第二百四十九条

第十五款 第一百四十九条—第二百二条

第十六款 第一百五十二条—第二百五十五条

第十七款 第一百五十三条—第二百五十六条

第十八款 第一百五十四条—第二百五十七条

第十九款 第一百五十五条—第二百五十八条

第二十款 第一百五十六条—第二百五十九条

第二十一款 第一百五十七条—第二百六十条

第二十二款 第一百五十八条—第二百六十一

第二十三款 第一百五十九条—第二百六十一

第二十四款 第一百六十条—第二百六十二

第二十五款 第一百五十七条—第二百六十三

第二十六款 第一百五十八条—第二百六十四

第二十七款 第一百五十九条—第二百六十五

第二十八款 第一百六十条—第二百六十六

第二十九款 第一百五十七条—第二百六十七

第三十款 第一百五十八条—第二百六十八

第三十一款 第一百五十九条—第二百六十九

第三十二款 第一百六十条—第二百七十一

第三十三款 第一百五十七条—第二百七十二

第三十四款 第一百五十八条—第二百七十三

第三十五款 第一百五十九条—第二百七十四

第三十六款 第一百六十条—第二百七十五

第三十七款 第一百五十七条—第二百七十六

第三十八款 第一百五十八条—第二百七十七

第三十九款 第一百五十九条—第二百七十八

第四十款 第一百六十条—第二百七十九

第四十一款 第一百五十七条—第二百八十一

第四十二款 第一百五十八条—第二百八十二

第四十三款 第一百五十九条—第二百八十三

第四十四款 第一百六十条—第二百八十四

第四十五款 第一百五十七条—第二百八十五

第四十六款 第一百五十八条—第二百八十六

第四十七款 第一百五十九条—第二百八十七

第四十八款 第一百六十条—第二百八十八

第四十九款 第一百五十七条—第二百八十九

第五十款 第一百五十八条—第二百九十

第五十一款 第一百五十九条—第二百九十一

第五十二款 第一百六十条—第二百九十二

第五十三款 第一百五十七条—第二百九十三

第五十四款 第一百五十八条—第二百九十四

第五十五款 第一百五十九条—第二百九十五

第五十六款 第一百六十条—第二百九十六

第五十七款 第一百五十七条—第二百九十七

第五十八款 第一百五十八条—第二百九十八

附則（目的）

第一章 総則

第一条 この法律は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もつて当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「更生手続」とは、株式会社について、この法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2 この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第百六十七条规定する条項を定めた計画をいう。

3 この法律において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4 この法律において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5 この法律（第六条、第四十一条第二項第二号、第一百五十五条第二項、第一百五十九条、第二百四十六条第一項から第三項まで、第二百四十九条第一項から第三項まで、第二百五十条並びに第二百五十五条第一項及び第二項を除く。）において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6 この法律において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7 この法律において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8 この法律において「更生債権」とは、更生会社に對し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であつて、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

9 この法律において「更生手続開始後の利息の請求権」とは、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

10 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

11 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

12 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

13 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

14 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

15 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

16 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

17 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

18 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

19 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

20 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

21 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

22 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

23 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

24 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

25 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

26 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

27 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

28 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

29 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

30 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

31 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

32 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

33 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

34 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

35 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

36 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

37 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

38 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

39 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

40 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

41 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

42 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

43 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

44 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

45 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

46 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

47 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

48 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

49 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

50 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

51 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

52 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

53 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

54 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

55 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

56 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

57 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

58 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

59 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

60 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

61 この法律において「更生手続開始後の手続」は、更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

置権に限る。)の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの(共益債権であるものを除く。)のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権(社債を除く。)のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限る。

11 この法律において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12 この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この法律において「更生会社財産」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14 この法律において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。

15 この法律において「租税等の請求権」とは、国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号)又は国税徵収の例によつて徵収することのできる請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。

(外国人の地位)

第三条 外国人又は外国法人は、更生手続に関する日本人又は日本法人と同一の地位を有する。(更生事件の管轄)

第四条 この法律の規定による更生手続開始の申立ては、株式会社が日本国内に営業所を有するとき限り、することができる。

第五条 更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地(外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地)を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

3 第一項の規定にかかわらず、株式会社が他の株式会社の総株主の議決権(株主総会において

事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送する二事由である。

二 前号の株式会社の財産の所在地（債権につきることができる。
一 更生手続開始の申立てに係る株式会社の營業所の所在地を管轄する地方裁判所

いは、裁判上の請求をすることができる
地)を管轄する地方裁判所

三 第五条第二項から第六項までに規定する地 方裁判所

（任意的口頭弁論等）

裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な
ないですることができる。

調査をすることができる。
裁判所は、必要があると認めるときは、開始

前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権（租税条約等の実施に伴う所

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下

「租税条約等実施特例法」という。第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助

「対象外国租税」という。の請求権を除く。)につき徴収の権限を有する者に対して、当該開始

前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。

前項に規定する行政庁又は徵収の権限を有する者は、裁判所に対して、同項に規定する開始

前会社又は更生会社の更生手続について意見を述べることができる。

(期日の呼出し)

呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によ

つです。

者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に對

し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が

が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の

(電子情報処理組織による申立て等)
掲示場に掲示しております。

第八条の四 更生手続における申立てその他の申請（以下この条において「申立て等」という。）

のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他、氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされていいるものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代え、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等に係るこに規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達は付し得る、同表

係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(不服申立て)

更生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)

第十一条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に對して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 前一項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十二条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律において準用する他の法律を含む)の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」といいう)の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、許可又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。た

だし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 開始前会社以外の利害関係人 第二十四条

第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止

分、第二十九条第三項の規定による保全処

三十一条第一項に規定する保全管理命令、第三

十五条第二項に規定する監督命令、第三十九

条の二第一項の規定による保全処分又は更生

手続開始の申立てについての裁判

二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審

尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、許可若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第十三条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という)を行うことにより、更生会社(開始前会社及び開始前会社又は更生会社であつた株式会社を含む。以下この条において同じ。)の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社(管財人又は保全管理人が選任されている場合にあつては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。)に限ることができる。

一 第三十二条第一項たゞし書、第四十六条第一項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第三項において準用する場合を含む)の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百五十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求

る要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

(破産手続開始等の申立義務と更生手続開始の申立て)

第十八条 他の法律の規定により株式会社の清算人が当該株式会社に對して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、更生手続開始の申立てをすることを妨げない。

(解散後の株式会社による更生手続開始の申立て)

第十九条 清算中、特別清算中又は破産手続開始後の株式会社がその更生手続開始の申立てをするには、会社法第三百九条第二項に定める決議によらなければならぬ。

(疎明)

第二十条 更生手続開始の申立てをするときは、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

二 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使しができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)の数をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十一条 更生手続開始の申立てをするときは、申立て人は、更生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取等)

第二十二条 裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、開始前会社の使用者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の繼續に著しい支障を來すおそれがある場合

株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをするこ

とができる。

一 異なる場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の繼續に著しい支障を來すおそれがある場合

株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する

事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをするこ

とができる。

二 第八十四条第二項の規定により債権者又は株主

一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に當たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

は、裁判所は、当該申立てについての決定をするには、開始前会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）を審尋しなければならない。
第二十三条 更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三十五条第二項に規定する監督命令又は第三十九条の第二項に規定する保全処分があつた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。
第二節 更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第一款 開始前会社に関する他の手続（他の手続の中止命令等）
第二十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分については、その手続の申立てである更生債権者等又はその処分を行ふ者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。
一 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続
二 強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの
三 開始前会社に対して既にされている企業担保の実行手続
四 開始前会社の財産関係の訴訟手続
五 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続
六 外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対し既にされているもの

2 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に關し第二十八条第一項の規定による中止の命令（以下「包括的禁止命令」とい。）を発する場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。
3 前項の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があつたとき、又は中止を命ずる決定があつた日から二月を経過したときは、その効力を失う。
4 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、同項第六号の規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分又は第二項の規定により中止した同号に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができ。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。
6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、開始前会社に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。
3 前項第五項の規定による取消しの命令及び同項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
4 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、同項第六号の規定により中止した同号に規定する国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聽かなければならぬ。
6 包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
8 包括的禁止命令が発せられたときは、更生債権等（当該包括的禁止命令により前項第一項第二号に規定する強制執行等又は同項第二項に規定する強制執行等）に対する當該強制執行等をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する当該強制執行等をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する強制執行等の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該更生債権者等の申立てにより、当該更生債権者等に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する強制執行等をすることができる。この場合において、当該更生債権者等がした当該強制執行等の手続は、続行する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、裁判所が第二十四条第一項次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失つた日」とあるのは、「第二十七条第一項（同項第二項において準用する」。

債権者等に対することは、当該通知をすることを要しない。

(抗告)

第四十四条 更生手続開始の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

2 前項第二節の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に對して前項の即時抗告があった場合について準用する。

3 更生手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその文を公告し、かつ、前条第三項各号（第四号を除く。）に掲げる者（同条第四項の規定により通知を受けなかつた者を除く。）にその主文を通知しなければならない。ただし、第四十二条第二項の決定があつたときは、知つてゐる更生債権者等に對しては、当該通知をすることを要しない。

第二節

更生手続開始の決定に伴う効果

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第四十五条 更生手続開始後その終了までの間ににおいては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一 株式の消却、更生会社の発行する売渡株式等（会社法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。以下同じ。）に係る売渡株式等の売渡請求（同法第百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいふ。第百七十四条の三及び第二百四十四条の二において同じ。）は、その他の会社法第四百六十一條第一項各号に掲げる行為

二 募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいふ。以下同じ。）を引き受けける者の募集

三 資本金又は準備金（資本準備金及び利益準備金をいふ。以下同じ。）の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第四百六十一條第一項各号に掲げる行為

五 解散又は株式会社の継続

六 募集社債（会社法第六百七十六条规定する募集社債をいふ。以下同じ。）を引き受けける者の募集

七 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付

2 更生手続開始後その終了までの間ににおいては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社の定款の変更をすることができない。

(事業等の譲渡)

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間ににおいては、更生会社に係る会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の一までに掲げる行為（以下この条において「事業等の譲渡」という。）をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社に係る事業等の譲渡をする場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされた場合には、管財人は、當該決定がされたまでの間においては、管財人

は、裁判所の許可を得て、更生会社に係る事業等の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、當該事業等の譲渡が當該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

一 知つてゐる更生債権者（更生会社が更生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）

二 第百七十七条第二項に規定する特別支配会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもつて管財人に第

一 日から一月を経過した後に第二項の許可の申請立てがあつたとき。

2 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

一 知つてゐる更生債権者（更生会社が更生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）

二 第百七十七条第二項に規定する特別支配会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもつて管財人に第

一 日から一月を経過した後に第二項の許可の申請立てがあつたとき。

2 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

一 知つてゐる更生債権者（更生会社が更生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）

2 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

掲げる行為をする場合にあつては、同号の子会社の事業）の内容

二 当該事業等の譲渡に反対の意思を有する株主は、当該公告又は該通知があつた日から二週間以内にその旨を書面をもつて管財人に通知すべき旨

前項の規定による株主に對する通知は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は若しくは連絡先にあつて、することができる。

第四項の規定による株主に對する通知は、その後の許可を得なければならぬ。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅延なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5 少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の更生債権等を早期に弁済しなれば更生会社の事業の繼續に著しい支障を來すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後更生債権である更生債権については、適用しない。

7 第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）が消滅する場合には、適用しない。

8 第四項から前項までの規定は、第二項の規定による事業等の譲渡に係る契約の相手方が更生会社の特別支配会社（会社法第四百六十八条第一項に規定する特別支配会社をいう。）である場合又は第二項の許可の時において更生会社がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

10 第二項の許可を得て更生会社に係る事業等の譲渡をする場合には、会社法第二編第七章の規定は、適用しない。

11 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分（当該国税滞納処分又はその続行が許される場合に限る。）

12 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分による差押えを受けた更生会社の債権（差押えの効力の及ぶ債権を含む。）の第三債務者が当該国税滞納処分の中止中に徴収の権限を有する者に対して任意にした給付

13 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

14 管財人が裁判所の許可を得てした弁済（管財人による相殺）

15 第四十七条の二 管財人は、更生会社財産に属する債権をもつて更生債権等と相殺することができないとき、更生債権等の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

16 第四十八条 更生債権者等が更生手続開始當時更生会社に對して債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第二百三十八条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するよ

その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、更生会社と同項の中小企業者との取引の状況、更生会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 管財人は、更生債権者等から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅延なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5 少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の更生債権等を早期に弁済しなれば更生会社の事業の繼續に著しい支障を來すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後更生債権である更生債権については、適用しない。

7 第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）が消滅する場合には、適用しない。

8 第四項から前項までの規定は、第二項の規定による事業等の譲渡に係る契約の相手方が更生会社の特別支配会社（会社法第四百六十八条第一項に規定する特別支配会社をいう。）である場合又は第二項の許可の時において更生会社がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

10 第二項の許可を得て更生会社に係る事業等の譲渡をする場合には、会社法第二編第七章の規定は、適用しない。

11 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分（当該国税滞納処分又はその続行が許される場合に限る。）

12 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分による差押えを受けた更生会社の債権（差押えの効力の及ぶ債権を含む。）の第三債務者が当該国税滞納処分の中止中に徴収の権限を有する者に対して任意にした給付

13 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

14 管財人が裁判所の許可を得てした弁済（管財人による相殺）

15 第四十七条の二 管財人は、更生会社財産に属する債権をもつて更生債権等と相殺することができないとき、更生債権等の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

16 第四十八条 更生債権者等が更生手続開始當時更生会社に對して債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第二百三十八条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するよ

うになつたときは、更生債権者等は、当該債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

更生債権者等が更生手続開始当时更生会社に對して負担する債務が賃料債務である場合に、更生債権者等は、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、更生手続開始時にその弁済開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の規定により更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

前項に規定する場合において、更生債権者等が、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、更生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、更生債権者等が有する敷金の返還請求権は、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

（相殺の禁止）

第四十九条 更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になつた後に契約によつて負担する債務を専ら更生債権等をもつてする相殺に供する目的で更生会社の財産の处分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対し債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対しても債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能があつたことを知つていたとき。

三　支払の停止があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとて債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能があつたことを知つていたとき。

いて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 更生会社
会社との間

の契約に對して債務を負担する者と更生

を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

した場合にあつては、弁済が完了した時（続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い）

第五十一条 前条第五項の規定により続行された手続又は処分及び同条第七項の解除の決定により申立てが可能となつた担保権の実行手続においては、「配当等」という。）を実施することができない。ただし、前条第五項第二号の規定により続行された処分における租税等の請求権に対する配当等には、この限りでない。

前項本文に規定する手続（更生債権等を被担保権とする留置権であつて、商法又は会社法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。）又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたときは（その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき）は、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社）に対して、当該金銭に相当する額（前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額）の金銭を交付しなければならない。

更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、第一項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する手続又は処分においては、その手続又は処分の性質に反しない限り、配当等に充てるべき金銭（同項ただし書の規定により配当等を実施しなければならない。

（更生会社の財産関係の訴えの取扱い）

第五十二条 更生手続開始の決定があつたときは、更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち更生債権等に關しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 前項の場合は、管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続における受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

4 第二項の規定による受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

5 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続が終了したときは、受継の申立ては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 前項の場合は、管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続における受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

4 更生手続が終了したときは、管財人を当事者とする更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

5 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

3 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

4 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

5 前項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

5 更生会社であつた株式会社は、前項の規定により中断した訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における第一項の規定により中断した訴訟手続について）を実施する。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

（継続的給付を目的とする双務契約）

（第六十二条）更生会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申

5 更生会社であつた株式会社は、前項の規定により中断した訴訟手続を受継する。相手方もすることができる。

6 第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、更生会社であつた株式会社は、当然訴訟手続を受継する。

（更生会社のした法律行為の効力）

5 更生会社が当該株式会社についての更生手続開始後、更生手続開始後にしたものと推定する。

2 株式会社が当該株式会社についての更生手続開始後、更生手続開始後にしたものと推定する。

（善意又は惡意の推定）

3 第三条の規定の適用については、第四十三条第一項の規定による公告の前ににおいては、その事実を知らなかつたものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知つていたものと推定する。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（共有関係）

3 第六十一条 更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

2 前項の場合は、他の共有者は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

（双務契約）

3 第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

（更生会社に対する弁済の効力）

3 第五十七条 更生手続開始後に、その事実を知らないで更生会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 前項の場合は、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

（為替手形の引受け又は支払等）

3 第五十八条 為替手形の振出人又は裏書人である株式会社について更生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、更生債権者としてその権利を行ふことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（財団債権者）

3 第五十九条 前三条の規定の適用については、第四十三条第一項の規定による公告の前ににおいては、その事実を知らなかつたものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知つていたものと推定する。

2 株式会社が当該株式会社についての更生手続開始後、更生手続開始後にしたものと推定する。

（財団債権者）

3 第六十一条 更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

2 前項の場合は、他の共有者は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

（共有関係）

3 第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

（双務契約）

3 第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

（為替手形の引受け又は支払等）

3 第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

（財団債権者）

2 立て前の給付に係る更生債権等について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申請して後更生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

て自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、会社法第三百五十六条第一項（同法第四百十九条第二項又は第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、管財人に対し、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七条第十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限り

な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

(数人の管財人の職務執行)

第六十九条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

九 更生担保権に係る担保の変換
十 その他裁判所の指定する行為

3 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

4 前三項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対しては適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生

(双務契約についての破産法の準用)
第六十三条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合

2 前項本文の取引をした取締役、執行役又は清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を管財人に報告しなければならない。

2 管財人が數人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対しても足りる。

会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中、「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは、「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは、「更生会社」と、同条第一項中「財团債権」とあるのは、「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは、「更生手続開始」

3 不生会社の取締役、執行役又は清算人が第一項本文の規定に違反して同項本文の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役、清算人又は第三者が得た利益の額は、不生会社に生じた損害の額と推定する。
(文部省令第2条)

第二十一条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己的の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人の代理に選任することができない。

第二十二条 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

7 6 前段の規定による決定をする。
裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。
前二項の規定による決定があつたときは、そ
きは、管財人の申立てにより又は職権で、同項

と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

第六十六條 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人は、更生会社に対しても、更生手続開始後その終了までの間の報酬等（会社法第三百六十一條第一項に規定する報酬等を除く。）を請求することができない。ただし、第七十二條第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

(法律顧問)
第七十一条 管財人は、更生手続において生ずる法律問題（法律事件に関するものを除く。）について自己を助言する者（以下「法律顧問」という。）を選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

（更生会社の業務及び財産の管理）
第七十三条 管財人は、就職の後直ちに更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。い。

第六十四条 更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

の報酬等の内容は、会社法第三百六十一條第二項ただし書の場合における取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人が受ける個人別

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合には、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）は、支拂

(当事者適格等)

更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続開始の決定」と同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と読み替えるものとする。

項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

第三節 管財人

第一款 管財人の選任及び監督

(管財人の選任)

第六百一十七条 管財人は、裁判所が選任する。 法人は、管財人となることができる。

裁判所は、第一百条第一項に規定する役員等責任査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

(管財人に対する監督等)

2 同じ)の管理及び処分をする権利は裁判所が選任した管財人に専属する。

一 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとのとすることができる。

二 財産の処分

三 財産の譲受け

四 借財

五 財産の譲受け

第六十一条第一項の規定による契約の解除訴えの提起

和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)

(取締役等の競業の制限)
第六十五条 更生会社の取締役、執行役又は清算人は、更生手続開始後その終了までの間ににおいては、

第六十八條 管財人は、裁判所が監督する。

八 権利の放棄
共益債権又は第六十四条第一項に規定する
権利の承認

その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他（当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害することとなる処分（以下「隠匿等の処分」という。）をするおそれを作り生じさせるものであること。

二 更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

3 相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

前項の規定の適用については、当該行為の相

手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、

その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同

項第二号の隠匿等の処分をする意思を有してい

たことを知っていたものと推定する。

一 更生会社の取締役、会計参与（会計参与が

法人であるときは、その職務を行うべき社員

を含む）、監査役、執行役、会計監査人（会

計監査人が法人であるときは、その職務を行

うべき社員を含む）。又は清算人

二 更生会社の総株主の議決権の過半数を有す

る者

三 更生会社の総株主の議

決権の過半数を有する法人をいう。）及び子

式会社（法人が株式会社の総株主の議決権の

過半数を有する場合における当該親法人

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

（第八十六条の三 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会

社財産のために否認することができる。

一 更生会社が支払不能になつた後又は更生手

続開始、破産手続開始、再生手続開始若しく

は特別清算開始の申立て（以下この節におい

て「更生手続開始の申立て等」という。）があ

つた後にしてた行為。ただし、債権者が、そ

の行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事實を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合 支払不能であったこと又是支払の停止があつたこと。又はその時期が開始の申立て等があつたこと。

ロ 当該行為が更生手続開始の申立て等があつた後にされたものである場合 更生手続開始の申立て等があつたこと。

二 更生会社の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号

イに掲げる場合には、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知つていしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいず

れかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

三 第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

（手形債務支払の場合等の例外）

二 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払った金額を償還させることができ。

三 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又

は第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始の申立て等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対しても行使することができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

二 前項第一号の規定にかかるわらず、同号に掲げ

る場合において、当該行為の当時、更生会社が対価として取得した財産について隠匿等の処分

をする意思を有し、かつ、相手方が更生会社が

めた必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

二 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号

イに掲げる場合には、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知つていしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいず

れかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

三 第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

（否認権行使の効果）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

（管財人の権利）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

（相手方の債権の回復）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産

中で現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

（転得者に対する否認権）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社財産

中に現存しない場合 共益債権者として反対

給付の価額の償還を請求する権利

（相手方の債権）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産

中に現存する場合において、否認の原

因があるときは、否認権は、当該各号に規定す

る転得者に対しても行使することができる。

二 転得者があつた後、当該転得者が他の転得者から転得した

者である場合においては、当該転得者の前に転

得した全ての転得者に対しても否認の原因があ

るとき有限る。

一 転得者が転得の当時、更生会社がした行為
が更生債権者等を害することを知っていたと
き。

二 転得者が第八十六条の二第二項各号に掲
げる者のいづれかであるとき。ただし、転得の
当時、更生会社がした行為が更生債権者等を
害することを知らなかつたときは、この限り
でない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有
償行為によつて転得した者であるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項第三号の規
定により否認権の行使があつた場合について準
用する。

(更生会社の受けた反対給付に関する転得者の
権利等)

第九十三条の二 更生会社がした第八十六条第一
項若しくは第三項又は第八十六条の二第二項に
規定する行為が転得者に対する否認権の行使に
よつて否認されたときは、転得者は、第九十一
条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める権利を行つて否認される
。ただし、同項第一号に掲げる場合において、
更生会社の受けた反対給付の価額が、第四
項に規定する転得者がした反対給付又は消滅し
た転得者の債権の価額を超えるときは、転得者
は、共益債権者として更生会社の受けた反対給
付の価額の償還を請求する権利を行使するこ
ができる。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の二第
二項第二号に掲げる場合において、当該行為の
当時、更生会社が対価として取得した財産につ
いて隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当
該行為の相手方が更生会社がその意思を有して
いたことを知つていたときは、転得者は、同条
第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相
手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者の
いづれかであるときは、その相手方は、当該行
為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす
る意思を有していたことを知つていたものと推
定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使
は、転得者がその前者から財産を取得するため
にした反対給付又はその前者から財産を取得す
ることによつて消滅した債権の価額を限度とす
る。

5 管財人は、第一項に規定する行為を転得者に
に対する否認権の行使によつて否認しようとする
ときは、第九十一条第一項の規定により更生会
社財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者
に対し、当該財産の価額から前各項の規定によ
り共益債権となる額(第九十一条の二第一項第
一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当する
ときを除く。)にあつては、更生会社の受けた
反対給付の価額)を控除した額の償還を請求す
ることができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)
第九十三条の三 更生会社がした第八十六条の三
第一項に規定する行為が転得者に対する否認権
の行使によつて否認された場合において、転得
者がその受けた給付を返還し、又はその価額を
償還したときは、転得者は、当該行為がその相
手方に対する否認権の行使によつて否認された
とすれば第九十二条の規定により原状に復すべ
き相手方の債権行使することができる。この
場合には、前条第四項の規定を準用する。
(保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い)

第九十四条 第三十九条の二第二項(第四十四条
第二項において準用する場合を含む。)の規定
による保全処分が命じられた場合において、更
生手続開始の決定があつたときは、管財人は、
当該保全処分に係る手続を続行することができ
る。

2 管財人が更生手続開始の決定後一月以内に前
項の規定により同項の保全処分に係る手続を続
行しないときは、当該保全処分は、その効力を失
う。

3 管財人は、第一項の規定により同項の保全
処分に係る手続を続行しようとする場合におい
て、第三十九条の二第二項(第四十四条第二項
において準用する場合を含む。)に規定する担
保の全部又は一部が更生会社財産に属する財産
でないときは、その担保の全部又は一部を更生
会社財産に属する財産による担保に変換しなけ
ればならない。

4 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十
八条並びに第二章第四節(第三十七条规定第五項か
ら第七項までを除く。)及び第五節の規定は、
第一項の規定により管財人が続行する手続に係
る保全処分について準用する。

(否認権の行使)

第九十五条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗
弁によつて、管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判
所が管轄する。

(否認の請求及びこれについての決定)
第九十六条 否認の請求をするときは、その原因
となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認めし、又はこれを棄却する裁
判は、理由を付した決定でしなければならな
い。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手
方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合に
は、その裁判書を当事者に送達しなければなら
ない。この場合においては、第十条第三項本文
の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、更生手続が終了したと
きは、終了する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴
え)

第九十七条 否認の請求を認容する決定に不服が
ある者は、その送達を受けた日から一月の不変
期間内に、異議の訴えを提起することができ
る。

2 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴
えを不適法として却下する場合を除き、否認の
請求を認容する決定を認可し、変更し、又は取
り消す。

4 否認の請求を認容する決定の全部又は一部を
認可する判決が確定したときは、当該決定(當
該判決において認可された部分に限る。)は、
確定判決と同一の効力を有する。第一項の訴え
が、同項に規定する期間内に提起されなかつた
とき、取り下げられたとき、又は却下されたと
きにおける否認の請求を認容する決定について
も、同様とする。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判決に
ついては、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五
十九条第一項の定めるところにより、仮執行の
宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続は、第二百三十
四条第二号又は第五号に掲げる事由が生じたと
きは、第五十二条第四項の規定にかかわらず、
終了するものとする。

(否認権行使の期間)

第九十八条 否認権は、更生手続開始の日(更生
手続開始の日より前に破産手続又は再生手続が
開始されている場合にあつては、破産手続開始

又は再生手続開始の日)から二年を経過したと
きは、行使することができない。否認しようと
する行為の日から十年を経過したときも、同様
とする。

第五節 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 裁判所は、更生手続開始の決定があ
つた場合において、必要があると認めるとき
は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲
げる保全処分をすることができる。

1 発起人、設立時取締役、設立時監査役、取
締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査
人又は清算人(以下この節において「役員
等」という。)の責任に基づく損害賠償請求
権を保全するための当該役員等の財産に対す
る保全処分

2 役員等(設立時監査役、会計参与、監査
役、会計監査人及び清算人を除く。)に対す
る会社法第五十二条第一項、第五十二条の二
第一項若しくは第二項、第一百三条第二項、第
二百十三条规定第一項、第二百十三条规定第三
項、第二百八十六条规定第一項又は第二百八十六
条规定第三項の規定による支払請求権を保全
するための当該役員等の財産に対する保全
処分

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しても、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しても、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しても、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しても、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

3 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。
4 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の完成猶予及び更新に関する手続（役員等責任査定決定があつた後ものものを除く。）は、更生手続が終了したときは、終了する。（役員等責任査定決定等）
5 役員等責任査定決定の手続（役員等責任査定決定があつた後のものを除く。）は、更生手続申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。
2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員等を審尋しなければならない。
3 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。（役員等責任査定決定に対する異議の訴え）
4 第百二条 役員等責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができます。
5 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。
3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員等であるときは管財人を、管財人であるときは役員等を、それぞれ被告としなければならない。
4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員等責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。
5 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
6 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。
（役員等責任査定決定の効力）

第一款 担保権消滅の請求等
（担保権消滅許可の決定）
第二百四条 裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権質権、抵当権又

3 下この款において「担保権」という。がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべての担保権を消滅させることを許可する旨の決定をすることができる。
2 前項の決定は、更生計画案を決議に付する旨の決定があつた後は、することができない。
3 第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
1 担保権の目的である財産の表示
2 前号の財産の価額
3 消滅すべき担保権の表示
4 第一項の決定があつた場合には、その裁判書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立て書」という。）とともに、当該申立て書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この款において「被申立て担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
5 第一項の決定に対しても、被申立て担保権者は、即時抗告をすることができる。
6 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を被申立て担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
7 申立て書に記載された第三項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第一項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、当該根抵当権の担保すべき元本は、確定する。
8 民法第三百九十八条の二十第二項の規定は、第一項の申立てが取り下げられ、又は同項の決定が取り消された場合について準用する。

3 第一百六条 価額決定の請求があつた場合には、更生裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。
2 前項の場合には、更生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、当該決定の時における財産の価額を定めなければならない。
3 被申立て担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、被申立て担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第八十条第一項第一号において「請求期間」という。）が経過した後にしなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。
4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた被申立て担保権者に對しても、その効力を有すればならない。
5 価額決定の請求についての決定に対しても、管財人及び被申立て担保権者は、即時抗告をすることができる。
6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立て担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十一条本項は、確定する。

2 前項第一項の決定をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、被申立て担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができる。
第一款 担保権消滅の請求等
（担保権消滅許可の決定）
第二百四条 裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権質権、抵当権又

百十一条第二項の規定により納付された金銭に相当する額の金銭を交付しなければならない。
(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第二百十一条 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八百八条第一項又は第八百十二条第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

第二百十二条 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八百八条第一項若しくは第八百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第八百七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剩余金を更生会社に交付する。

第三百三十九条 民事執行法第八百五十五条から第八百六十六条まで及び第八百八十八条から第九百一十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八百八十八条、第九百一十条及び第九百一十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

(更生計画認可前の剩余金等の管財人への交付)

第二百三十一条 裁判所は、更生計画認可の決定の前に於いて、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、管財人の申立てにより、当該各号に定める金額を管財人に交付する旨の決定をすることができる。

一 前条の規定により被申立担保権者に配当(弁済金の交付を含む)をすべきこととなる可能性のある金額(次項において「配当等見込額」という。)を第八百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額から控除しても、剩余がある場合

二 すべての被申立担保権者が第八百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額の全部又は一部を管財人に交付することに同意している場合 当該同意のある金額の前項第一号に規定する配当等見込額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各被申立担保権者が届け出た更生債権等(確定したもの)についての届出額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 当該届出の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金に係る被担保債権にあつては、更生手続開始後二年を経過する時までに生ずるものに限る。次号イにおいて同じ。)となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの 各被申立担保権者が届け出た更生債権等であつて確定したものについての確定額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 確定した更生債権等の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

第二款 債権質の第三債務者の供託
第二百十三条 更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

第二百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

第七節 関係人集会
(関係人集会の招集)

第二百十五条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人(第二百四十二条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。)及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、関係人集会の期日における手続を行うことができる。

第二百十七条 第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第八百八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った後でなければ、第一項の決定をすることができない。

第二百十七条の二 第一百三十九条第一項の申立てについての裁判に対する抗告をすることはできない。

第二百十七条の三 第一百三十九条第六項に規定する更生担保権者委員会は、第一項の決定をすることを認めない。

第二百十七条の四 第一百三十九条第七項に規定する株主委員会は、第一項の決定が確定したときは、裁判所は、第一項の決定が確定したときは、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二百十七条の五 届出があつた更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等

第二百十七条の六 更生会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

第二百十七条の七 第一百三十九条の規定にかかるわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて債務を完済することができる状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができない。

第二百十七条の八 関係人集会の期日の呼出し等

第二百十七条の九 関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第四十二条第一項の規定による金銭の納付をする前であつても、前項本件の規定にかかるわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて議決権を行使することができるときは、呼び出さないことがある。

第二百十七条の十 関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

4 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 関係人集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

第二百十七条の十一 裁判所は、更生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に代表すると認められることが、

三 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められることが、

四 裁判所は、必要があると認めると認めた場合に限る。

五 関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第四十二条第一項の規定による金銭の納付をする前であつても、前項本件の規定にかかるわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて議決権を行使することができるときは、呼び出さないことがある。

六 関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

に限る。)が権限に基づいてした資金の借入その他の行為によって生じた請求権六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後更生会社に対して生じた請求権七 更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの(前各号に掲げるものを除く。)(開始前の借入金等)

第一百二十八条 保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいて了資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2 開始前会社(保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。)が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4 開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権(源泉徴収所得税等)

第一百二十九条 (更生会社に対して更生手続開始の原因に基づいて生じた源泉徴収による所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。)及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。)並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納定期限の到来していないものは、共益債権とする。)(使用者の給料等)

2 株式会社について更生手続開始の決定があつた場合において、更生手続開始前六月間の当該株式会社の使用者の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用者の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

3 前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該株式会社の使用者の退

職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

4 前項の規定は、第百二十七条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5 第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用者の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

第一百三十一条 社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」という。)が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、社債管理者等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第一百三十二条 (更生会社財産不足の場合の弁済方法等)

2 社債管理者等が前項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権は、弁済するものに足りないことが明らかになつた場合における共益債権の弁済は、法令に定める優先権にかかるわらず、債権額の割合による。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

3 第一項本文に規定する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。

4 前項本文に規定する場合には、裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

5 第一項から第三項までの規定による許可の決

定に対しても、即時抗告ができる。

第一百三十三条 (更生会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつた場合における共益債権の弁済は、法令に定める優先権にかかるわらず、債権額の割合による。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。)前項本文に規定する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。

2 破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の債権等をもって更生手続に参加することができる。

第五章 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第一節 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

3 第百三十五条 (更生債権者等の手続参加)

2 破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の債権等をもって更生手続に参加することができる。

第二節 開始後債権

3 共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが更生会社の事業の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、更生手続開始後において、管財人(第七十一条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次条第三項において同じ。)の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの手続の中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外國租税の請求権に基づき更生会社の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第一百三十四条 (更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権又は更生債権等であるものを除く。)は、開始後債権とする。

2 開始後債権については、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了する時(更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合にあっては弁済が完了した時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

3 共益債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押さえ、仮処分、担保権の実行及び企業担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外國租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

第五章 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第一節 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

3 第百三十五条 (更生債権者等の手続参加)

2 破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の債権等をもって更生手続に参加することができる。

第二節 開始後債権

3 第一項の規定にかかるわらず、共助対象外國租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定(租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。)第百六十四条第二項において同じ。を得なければならぬ。

4 第一項本文に規定する場合には、「更生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生会社」と、同法第四項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又は更生担保権者」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による取消しについても、同様とする。

4 前項の規定による取消しの命令に対しては、請求権に基づき更生会社の財産に対してされている国税滞納処分の例によつてする処分の取消しに対しても、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第一百三十六条 (更生債権者等の議決権)

根拠となる規定が同項の規定のみであるときはを含む。)において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4 更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同項本文に規定する異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該更生債権者等を、それぞれ被告としなければならない。

5 更生債権等査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6 同一の更生債権等に係り更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7 更生債権等査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、更生債権等査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

(担保権の目的である財産についての価額決定の申立て)

第一百五十三条 更生担保権者は、その有する更生担保権の内容の確定のために更生債権等査定申立てをした場合において、第一百五十二条第一項本文に規定する異議者等のうちに当該更生担保権の調査において担保権の目的である財産の価額について認めず、又は異議を述べた者があるときは、当該者の全員を相手方として、当該更生債権等査定申立てをしてをした日から二週間以内に、裁判所に、当該財産についての価額決定の申立て(以下この款において「価額決定の申立て」という)をすることができる。

2 裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、前項の更生担保権者の申立てにより、同項の期間を伸長することができる。

3 価額決定の申立てをする更生担保権者は、その手続として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、価額決定の申立てを却下しなければならない。

(担保権の目的である財産の価額の決定)

第一百五十四条 価額決定の申立てがあつた場合は、裁判所は、これを不適法として却下する場

合を除き、評価人を選任し、前条第一項の財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、同項の財産の価額を定めなければならぬ。

3 価額決定の申立てについての決定に対してもは、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

4 価額決定の申立てについての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を同項に規定する当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 価額決定の申立てに係る手続に要した費用の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 決定価額(第一項の決定により定められた価額をいう。)が届出価額(前条第一項の更生担保権についての第百三十八条第二項第二号に掲げる価額をいう。)と等しいか、又はこれを上回る場合、当該価額決定の申立ての相手方である第百五十二条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

二 前号の決定価額が異議等のない価額(前号の異議者等が更生担保権の調査において述べた第一項の財産の価額のうち最も低いものをいう。)と等しいか、又はこれを下回る場合

三 前二号に掲げる場合以外の場合 裁判所が、前二号に規定する者の全部又は一部に、その裁量で定める額を負担させる。

6 第三項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

(価額決定手続と更生債権等査定決定の手続等との関係)

第一百五十五条 更生担保権者がした更生債権等査定申立てについての決定は、第百五十三条第一項の期間(同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間)が経過した後(価額決定の申立てがあつたときは、当該価額決定の申立てが取り下げられ、若しくは却下され、又は前条第二項の決定が確定した後)でなければ、することができない。

2 更生担保権の目的である財産についての次各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者が却下した更生債権等査定申立て又は当該申立てにつ

いての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一 確定した前条第二項の決定がある場合 当該決定により定められた価額

二 前号に規定する決定がない場合 前条第五項第二号に規定する異議等のない価額

(異議等のある更生債権等に関する訴訟の受継)

第一百五十六条 第百五十二条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に關し更生手続開始時訴訟が係属する場合において、更生債権者等がその内容(一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。)の確定を求めるときは、同項本文に規定する異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2 第百五十二条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

(主張の制限)

第一百五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があつた訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号に掲げる事項について、更生債権者表又は更生担保権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

3 第百五十二条第一項本文に規定する債務名義のある債権等に対する異議の主張

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

第一百五十八条 第百五十二条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する異議等のある更生債権等に關し更生手続開始時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該異議等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第百五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第百五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいふ。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

4 前項において準用する第百五十二条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかつた場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主であるときは第百四十七条第一項又は第百四十八条第四項の異議はなかつたものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

(目的的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例)

第一百五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第百五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいふ。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

2 担保権の目的である財産の価額

3 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

4 第百六十条 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果(更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容)についての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

(更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力)

第一百六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力

2 更生債権等査定申立てについての決定に対する訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第百五十二条第一項の規定は第一項の規定について、第百五十二条第五項及び第六項並びに前項の規定は前二項の場合について、それぞれ準用する。この場合においては、第百五十二条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「第二百五十二条第一項の期間」とある。

7 第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前に罰金等の請求権については、更生計画において減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。
(租税等の請求権の取扱い)

(未確定の更生債権等の取扱い)
第一百七十二条 第百五十一條第一項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものがあるときは、更生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならぬ。

八 更生会社が更生計画認可の決定の時ににおいて指名委員会等設置会社となる場合における執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

一 更生会社が更生計画認可の決定の時において指名委員会等設置会社となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。

二 更生会社が更生計画認可の決定の時ににおいて指名委員会等設置会社となる場合における執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

の取得にに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第三号及び第二百四十二条の二において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二 会社法第百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三 特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に際して更生債権者等に対しても金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項
(募集株式を引き受ける者の募集)

五百七十五条 募集株式を引き受ける者の募集に關する条項においては、次に掲げる事項を定め

一 会社法第百九条第一項に規定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの方が会社法第二百三条第二項の申込み

三 更生債権者等又は株主に対して会社法第二百一十九条の規定をしたときは募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

百三十三条第二項の申込みをすることにより更生会社の募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集株式の引受け

四 の申込みの期日

（募集新株予約権を引き受けた者の募集）

約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。(以下同じ。) を引き受けける者

の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 集事項
第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、こ

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対し株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が新設合併設立会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が新設合併設立会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の除外率（あるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法）

二 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての口に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに關する事項

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 更生債権者等が新設合併設立会社の社員と二更生債権者等が新設合併契約において定めるべき事項

三 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の社債の割当てに關する事項

（吸収分割）

第一百八十二条の二 新設分割に関する条項においては、新設分割計画において定めるべき事項を定めなければならない。

（新設分割）

第一百八十二条の二 新設分割に関する条項においては、新設分割計画において定めるべき事項を定めなければならない。

（株式交換）

第一百八十二条の三 株式交換（更生会社が株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全親会社」という。）となる株式交換であつて、その発行済株式の全部を取得する会社（以下「株式交換完全親会社」という。）が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換契約において定めるべき事項

二 株式交換完全親会社が株式交換に際して更生債権者等に対して金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法）

ハ 当該金銭等が当該株式交換完全親会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権付社債についての口に規定する事項

一 当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

二 当該新株予約権付社債に付されたものと同一のハに規定する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに關する事項

一 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が持分会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する事項

二 新設合併契約において定めるべき事項

三 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

（株式移転）

第一百八十二条の四 株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転計画において定めるべき事項

二 株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）が株式移転に際して更生債権者等に対して当該株式移転設立完全親会社の株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が株式移転設立完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式であるとともに限る。）に関する条項においては、株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

二 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権付社債に付されたものと同一のハに規定する事項

三 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の社債の割当てに關する事項

（株式交換）

第一百八十二条の五 株式会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 設立する株式会社（以下この条において「新会社」という。）についての会社法第二百五十六条第一号から第四号までに掲げる事項、新会社が発行することができる株式の総数並びに新会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

二 新会社の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）

三 新会社の設立時募集株式（会社法第二百五十八条第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をするときは、同項各号に掲げる事項

四 第二百五十六条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これららの者が会社法第五十九条第三項の申込みをしたときは新会社の設立時募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

五 更生計画により、更生債権者等又は株主に對して会社法第五十九条第三項の申込みをすることにより新会社の設立時募集株式の割当を受ける権利を与えるときは、その旨及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する設立時募集株式の割当に對する新会社の設立時取締役の氏名又はその選任の方法及び監査等委員会設置会社である場合は設立時監査等委員（会社法第三十八条规定する設立時監査等委員をいう。第十二項において同じ。）である設立時取締役又

- 一 第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

二 前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等（届出の額等）を確定した額

三 前項本文の異議のない議決権を有する株主（株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定めた数）

四 前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等（届出の額等）をした更生債権者等（届出の額等）が定めた額又は数。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

五 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第一百九十二条 裁判所が議決権行使の方法として第八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権行使することができる。

一 第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等（届出の額等）

二 届出をした更生債権者等（前号に掲げるものを除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

三 株主（株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定めた数）

（議決権の行使の方法等）

第一百九十三条 議決権者は、代理人をもつてその議決権を行使することができる。

二 議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百八十九条第二項前段に規定する期限まで、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

3 でに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

- 3 けられなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

3 (基準日による議決権者の確定)

3 第百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならぬ。

2 (議決権を行使することができない者)

2 第百九十五条 更生計画によつて影響を受けない権利又は第二百条第二項の規定によりその保護が定められている権利を有する者は、議決権を行使することができない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十八条第一項各号に掲げる種類の権利を同一の種類の権利とし、又は一の当該各号に掲げる種類の権利を二以上の種類の権利とすることがができる。ただし、更生債権、更生担保権又は株式は、それぞれ別の種類の権利としなければならない。

2 裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項本文の決定を変更し、又是取り消すことができる。

2 前二項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

2 更生計画案を可決するには、第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の同意がなければならぬ。

1 更生債権 議決権を行使することができる者

二 更生担保権 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める者イ 更生担保権の期限の猶予の定めをする

- 二 更生担保権 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに掲げる者

イ 更生担保権の期限の猶予の定めをする更生計画案 議決権を行使することができる

更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当たる議決権を有する者

ハ 更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案 議決権を行使することができる

更生担保権の権利に予以外の方法により更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案 議決権を行使することができる更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案 議決権を行使することができる更生担保権の総額の十分の九以上に当たる議決権を有する者

株式 議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する者

(更生計画案の変更)

第一百九十七条 更生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないときに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案を変更することができる。

(関係人集会の期日の続行)

第一百九十八条 更生計画案についての議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められかつ、当該更生計画案が可決されるに至らなかつた場合において、関係人集会の期日の続行につき、第一百九十六条第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者の同意があつたときは、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 更生債権 議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の一以上に当たる議決権を有する者

二 更生担保権 議決権を行使することができるとする更生担保権者の議決権の三分の一以上に当たる議決権を有する者

三 株式 議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に当たる議決権を有する者

- 二 前項本文の場合において、同項本文の更生計画の可決は、当該更生計画案が決議に付された最初の関係人集会の期日から二月以内にされなければならない。

三 裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。ただし、その期間は、一ヶ月を超えることができない。

四 第四節 更生計画の認可又は不認可の決定

(更生計画認可の要件等)

五百九十九条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

二 裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならない。

一 更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

二 更生計画の内容が公正かつ衡平であること。

三 更生計画が遂行可能であること。

四 更生計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと。

五 他の会社と共に第四十五条第一項第七号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画については、前項の規定による決定の時ににおいて、当該他の会社が当該行為を行うことができること。

六 行政庁の許可、認可、免許その他の处分を要する事項を定めた更生計画については、第八十七条の規定による当該行政庁の意見と重要な点において反していいないこと。

更生手続が法令又は最高裁判所規則の規定に違反している場合であっても、その違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮して更生計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をすることができる。

四 五 六

更生計画を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

更生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、その主文、理由の要旨及び更生計画又はその要旨を公告しなければならない。

前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

(同意を得られなかつた種類の権利がある場合の認可)

第二百条 第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかつたものがあるため更生計画案が可決されなかつた場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかつた種類の権利を有する者のために次に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生担保権者について、その更生担保権の全部をその担保権の被担保債権として存続させ、又はその担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価額（担保権による負担がないものとして評価するものとする）以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを供託すること。

二 更生債権者については破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額、株主については清算の場合に残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額を支払うこと。

三 当該権利を有する者に対して裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を支払うこと。

四 その他前三号に準じて公正かつ公平に当該権利を有する者を保護すること。

五 更生計画案について、百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に、同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、更生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、同意を得られないことが明らかなる種類の権利を有する者のために前項各号に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画案を作成することを許可することができる。

三 前項の申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明らかな種類の権利を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならぬ。

（更生計画の効力発生の時期）

第二百一条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）

第二百二条 更生計画の認可又は不認可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第一百六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができない。

一 更生会社が更生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合（約定後更生債権を有する者）

二 更生会社が更生手続開始の時ににおいてその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合（株主）

三 認議決権を有しなかつた更生債権者等又は株主が第一項の即時抗告をするには、更生債権者等又は株主であることを疎明しなければならない。

四 第一項の即時抗告は、更生計画の遂行に影響を及ぼさない。ただし、抗告裁判所又は更生計画認可の決定をした裁判所は、同項の決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び更生計画の遂行によって生ずる償うことができない損害を避けるべき緊急の必要があることにつき疎明があつたときは、抗告人の申立てにより、当該即時抗告につき決定があるまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、当該更生計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をることができる。

五 前二項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

二 第八章 更生計画認可後の手続

第一節 更生計画認可の決定の効力
(更生計画の効力範囲)

第二百三条 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一 更生会社

二 すべての更生債権者等及び株主

三 更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

（更生計画の定めるところにより更生会社が組織変更をした後の持分会社が更生計画の定めるところにより新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）、株式移転（他の株式会社と共同してするものを除く。）又は第一百八十三条に規定する条項により設立される会社）

更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（届出した更生債権者等の権利の変更）

第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

一 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいいう。）又は使用者であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは受けようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百五十七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免稅等の請求権で届出のないもの

五 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前に罰金等の請求権

四 租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）のうち、これを免れ、若しくは受けようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後拘禁刑若しくは罰金に処せられ、又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百五十七条第一項若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免稅等の請求権で届出のないもの

五 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前に罰金等の請求権

二 第二百六条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、更生計画の条項を更生債権者表及び更生担保債権者表に記載しなければならない。

（更生計画の条項の更生債権者表等への記載等）

二 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保債権者表の記載は、更生会社、第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（租税等の時効の進行の停止）

第二百七条 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）についての時効は、第一百六十九条第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分に

の間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

三 第二項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（届出した更生債権者等の権利の変更）

第二百五条 更生計画認可の決定があつたときは、届出した更生債権者等の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

（届出した更生債権者等の権利の変更）

第二百六条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、更生計画の条項を更生債権者表及び更生担保債権者表に記載しなければならない。

（更生計画の条項の更生債権者表等への記載等）

二 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保債権者表の記載は、更生会社、第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（租税等の時効の進行の停止）

第二百七条 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）についての時効は、第一百六十九条第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分に

2	前項の申立てをするときは、同項に規定する更生手続開始の原因となる事実がないことを疎明しなければならない。
3	第二百三十八条 裁判所は、前二条の規定による更生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。
2	前項の決定に対しては、即時抗告することができる。
3	第二百二条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び同法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。
4	前二条の規定による更生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、更生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
5	第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。
6	第二百三十五条の規定は、前二条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第三節 更生計画認可後の更生手続の終了

第一款 更生手続の終結

(更生手続終結の決定)
第二百三十九条 次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

二 更生計画が遂行された場合
二 更生計画の定めによつて認められた金銭債権の総額の三分の二以上の額の弁済がされた時ににおいて、当該更生計画に不履行が生じていない場合。ただし、裁判所が、当該更生計画が遂行されないと認めたときは、この限りでない。

三 更生計画が遂行されることが確実であると認められる場合（前号に該当する場合を除く。）

2 裁判所は、更生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）
第二百四十条 更生手続終結の後においては、更生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画のない。

2	前項の規定による更生手続の廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。
3	第一項の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。
4	第二百三十八条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、前条の規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。
2	第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、第一百八十四条第一項に規定する期間（同条第四項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。
3	第一項の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

2	第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、第一百八十四条第一項に規定する期間（同条第四項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。
3	第一項の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。
4	第二百三十八条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、前条の規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。
2	第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、第一百八十四条第一項に規定する期間（同条第四項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間）内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。
3	第一項の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

2	第二百四十三条 株式会社についての外国倒産処理手続がある場合の特則
3	第二百四十二条 管財人は、更生会社についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、当該外国倒産処理手続における外國管財人（外国倒産処理手続において株式会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に對し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。
2	前項に規定する場合には、管財人は、同項の外國管財人に対し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。
3	（外国管財人との協力） 第二百四十五条 外国管財人は、届出をしていない更生債権者等であつて、更生会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、更生会社の更生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。
2	管財人は、届出をした更生債権者等であつて、更生会社についての外国倒産処理手続に参加する場合に限る。
3	（相互の手続参加） 第二百四十六条 外国管財人は、届出をしていない更生債権者等であつて、更生会社についての外国倒産処理手続に参加しているものを代理して、更生会社の更生手続に参加するには、同項の規定による参加をした場合に、同項の規定により中止することとなる破産手続において届出があった破産債権の内容及び原因、破産法第二十五条第一項本文に規定する異議等のある破産債権の数、当該破産手続における配当の有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該破産手続において破産債権としての届出があつたも（同法第九十七条第四号に規定する租税等の請求権及び同条第六号に規定する罰金等の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。
2	裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第四十三条第一項の規定による公告に、更生債権であつて前項の破産手続において破産債権としての届出があつたものを有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知っている更生債権者に通知しなければならない。
3	第一項の規定による決定があつた場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があつた債権については、当該破産債権としての届出をした者（当該破産手続において当該届

出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあつては、その者。第五項において同じ。が、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該破産債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一 破産法第九十九条第一項に規定する劣後の破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百一条第一項第一号に掲げる破産債権の額（同条第二項第二号に掲げる別除権の行使によって弁済を受けることができる）と見込まれる債権の額の届出があつた破産債権にあつては、当該債権の額。次号において同じ。及び原因の届出 第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての同号に掲げる更生債権の原因の届出

二 当該破産債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第一百一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出 第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額及び同項第三号に掲げる更生債権の額並びに同項第一号に掲げる更生債権の原因の届出

三 破産法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百一条第一項第二号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる一般の優先権がある債権である旨の届出

四 破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

五 前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権については、適用しない。

第二節 再生手続から更生手続への移行
再生手続による更生手続開始の申立て（再生手続における管財人による更生手続開始の申立て）
再生手続における管財人は、再生債務者である株式会社に第十七条第一項に規定する

定する更生手続開始の原因となる事実があるとときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができることである。

裁判所は、第一項の許可の申立てがあつた場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、第二百四十六条第三項に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。

第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（更生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第五十五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（同法第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。）を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をす

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出

三 民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権については、適用しない。

第三節 更生手続から破産手続への移行
(更生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送)

第二百五十条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があつた場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるとときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十三条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全命令又は同法第七十二条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十六条

する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出をしてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があつた債権についての当該債権の額並びに同条第一項に規定する再生債権の原因及び議決権の額の届出 第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額並びに同号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出

三 第二項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十二条 破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権については、適用しない。

第二節 再生手続開始の決定
(更生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送)

第二百五十一条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があつた場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるとときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十三条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全命令又は同法第七十二条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十六条

止又は更生計画不認可の決定があつた場合には、第五十条第一項の規定にかかるらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後、更生会社について更生手続廃止の決定があつた場合も、同様とする。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、更生債権の届出をしてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があつた債権についての当該債権の額並びに同条第一項に規定する再生債権の原因及び議決権の額の届出 第百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額並びに同号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出

三 第二項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。（更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定）

第二百五十二条 破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権についての同法第一百一条第一項第三号に掲げるその旨の届出 第百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権については、適用しない。

第二節 再生手続開始の決定
(更生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送)

第二百五十一条 裁判所（破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。）は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者につき更生手続開始の決定があつた場合において、当該破産事件を処理するために相当であると認めるとときは、職権で、当該破産事件を更生裁判所に移送することができる。

（更生手続の終了等に伴う破産手続開始前の保全処分等）

第二百五十三条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全命令又は同法第七十二条第一項の規定による保全処分（以下この条及び第二百五十六条

及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第一百一一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

前二項の場合においては、更生手続開始当时更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であつて更生債権としての届出及び更生担保権としての届出の双方の届出があつたものについて届出をしたものとみなされる破産債権の額は、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権の額として届出をしたものとみなされる額を合算したものとする。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該更生債権等としての届出をした者が

有する第三項の更生債権等としての届出があつた債権については、適用しない。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い)

第二百五十六条 第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第五十二条第一項の規定により中断した第九十七条第一項の規定においては、相手方もすることができる。受繼の申立てでは、相手方もすることはできる。

前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財团債権とする。

第一項の場合において、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の規定により中止した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受繼があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月(その期間中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第二百五十四条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る)

及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第一百一一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

前二項の場合においては、更生手続開始当时更生会社の財産につき存する担保権の被担保債

権であつて更生債権としての届出及び更生担保

権としての届出の双方の届出があつたものにつ

いて届出をしたものとみなされる破産債権の額

は、前項の規定により当該更生債権及び当該更

生担保権のそれぞれについて破産債権の額として

届出をしたものとみなされる額を合算したものと

とする。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届

出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定す

る債権届出期間内に破産債権の届出をした場合

には、当該更生債権等としての届出をした者が

有する第三項の更生債権等としての届出があつ

た債権については、適用しない。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴

え等の取扱い)

第二百五十七条 第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第五十二条第一項の規定により中断した第九十七条第一項の規

定による更生手続廃止の決定の確定によつて再

生手続が続行されたときは、共益債権は、再生

手続における共益債権とする。

第二百五十七条 雜則

(更生会社についての登記の嘱託等)

第二百五十八条 更生手続開始の決定があつたと

きは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更

生手続開始の登記を更生会社の本店(外国に本

店があるときは、日本における営業所。第四項

及び次条第一項において同じ。)の所在地の登

記所に嘱託しなければならない。

前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び

住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行う

ことについて第六十九条第一項ただし書の許可

があつたときはその旨並びに管財人が職務を分

掌することについて同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

(管財人等の特別責任罪)
第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は改変した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員(以下この項において「管財人等」という。)が法人であるときは、前項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者が第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第七十七条第一項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その更生会社の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に関し、同項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に関し、同項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)
第二百七十一条 更生手続開始の前後を問はず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は改変した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 管財人等に對する職務妨害の罪)

第二百七十二条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

る議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、犯人又は法人である管財人等が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第二百七十三条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例によ

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号)抄

(施行期日)

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同

法第一条の改正規定、同法第三条の改正規

定、「石油税」を「石油石炭税」に改める

部分に限る。), 同法第四条の改正規定、同

法第五条の改正規定、同法第六条第二項の

改正規定、同法第七条の改正規定(「石油

税」を「石油石炭税」に改める部分に限

る。), 同法第八条から第十九条までの改正

規定、同法第二十一条の改正規定、同法第

二十三条の改正規定及び同法第二十四条の

改正規定並びに附則第四十四条から第四十

八条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条(国税徴収法(昭

和三十四年法律第百四十七号)第二条第三

号の改正規定に限る。), 第百四十条、第一百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律

第六十六号)第二条第三号、第十五条第二

項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び

第六十条第二項の改正規定に限る。), 第百

四十三条、第一百五十三条から第一百六十八

まで、第一百七十二条、第一百七十二条、第一百七十六条、第一百八十条、第一百八十二条、第一百八十七条(会社更生法(平成十四年法律

第一百五十四号)第二百二十九条の改正規定に

限る。)及び第二百八十九条第一項の規定

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社の更生事件については、なお従前の例による。

〔商業登記法〕とあるのは「金融商品取引法」
〔昭和二十三年法律第二十五号〕第九十条において準用する商業登記法〔と、商業登記法〕
〔五百四十五条〕とあるのは「金融商品取引法第
九十条において準用する商業登記法第百四十五
条」と読み替えるに改める部分を除く。)、同
法第百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百
条第一項及び第二条の十の改正規定、同法第
百二条の十一の改正規定(〔第十七条から〕の
下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を
加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号
及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条
第三项」を削る部分及び「読み替える」を「
同法第百四十六条の二中「商業登記法〔とあ
るのは「金融商品取引法〔昭和二十三年法律第
二十五号〕〕第二百二条の十一において準用する商
業登記法〔と、商業登記法第百四十五条〕
とあるのは「金融商品取引法第二十二条の十一に
おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み
替える」に改める部分を除く。)並びに同法
第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規
定、第二十七条规定損害保険料率算出団体に関する
法律第二十三条から第二十四条の二までの改
正規定及び同法第二十五条の改正規定(〔第二
十三条から〕に、「第十五号及び第十六号」を
「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十
四条第一項の改正規定(〔第三百五十五条第一項本
文及び第四项〕の下に「から第六項まで」を加
える部分を除く。)、同法第六百六十四条第四項の
改正規定、同法第六百六十六条第二項第八号の次
に一号を加える改正規定、同法第七十七条の
改正規定(〔「第二十条第一項及び第二项」を
削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若
しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは
「若しくは」とを削り「第百七十五条」と
の下に「同法第百四十六条の二中「商業登記
法〔とあるのは「投資信託及び投資法人に関する
法律第七十七条において準用する商業登記法第
百七十七条において準用する商業登記法〔と
と、商業登記法第百四十五条〕とあるのは
「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七
条において準用する商業登記法第百四十五
条」とを加える部分を除く。)及び同法第二

百四十九条第十九号の次に「号を加える改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の八に五条を加える改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併による部分を除く。）、第三十九条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百一十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に」「これらの規定中の」を加え、「これらの規定（同法第二百九十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「株主」とあるのは「総代」と、「株主」とあるのは「総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条

第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)に」と、同条第四項及び第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を「登記」」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで「に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第一百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」とあるのは「保険業法第一百四十五条」と、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十二条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二百十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律

第二十二条第一項第七号の次に「号を加える改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定（第二十七条）を「第十九条の三」に、「印鑑の提出、」を「）、第二十二条から第二十七条まで〔に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と「を削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第三項」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第百八十一条において準用する商業登記法第二百四十五条」と「を加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（〔第三項を除く。〕）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と「を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十三条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第三项の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（第七十条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六

則の規定によりなお従前の例による」ととされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十七条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第三百三十三条の規定並びに附則第一百十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第
八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の
次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の
二及び第八十五条の三を加える部分に限る。）
同法第九十二条に五項を加える改正規定 同法
第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに
を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改
める部分に限る。）同法第一百四十二条第二項の
改正規定、同法第一百六十六条规定の改正規定
同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定
（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から
第七項まで」を加える部分に限る。）同法第一百
九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第
二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を
加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規
定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項
を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の
目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加え
る改正規定及び同法第二章に一節を加える改正
規定、第六十七条中企業担保法第七条第二項
の改正規定（第十八条の下に、「第十八条
の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十
五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等
に関する法律第五十九条の次に一条を加え
る改正規定、第百十条中民事保全法第四十六条
の改正規定（第十八条の下に、「第十八条
の二」を加える部分に限る。）第百三十条中金
融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六
十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改
正規定、第百四十五条中民事再生法第一百五十五条
の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十
三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五
十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行
法第八十五条から第八十六条まで」に改める部
分に限る。）、第百六十一条第一項の規定、第二